

訪問介護の利用料

【基本部分】

身体介護中心型

地域区分 草津市5級地 (1単位につき 10.7円)

1回につき

サービスの内容	単位数	基本料金表 (1単位につき 10.7円)	利用者負担金		
			1割の場合	2割の場合	3割の場合
20分未満	163	1,744円	174円	348円	522円
20分以上30分未満	244	2,611円	261円	522円	783円
30分以上1時間未満	387	4,141円	414円	828円	1,242円
1時間以上1時間30分未満	567	6,067円	607円	1,214円	1,821円
1時間30分以上	30分増すごとに 82単位加算	877円	88円	176円	264円

身体介護に引き続き生活援助を行った場合 (身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る)

20分以上45分未満	65	696円	70円	140円	210円
45分以上70分未満	130	1,391円	139円	278円	417円
70分以上	195	2,087円	209円	418円	627円

生活援助中心型

20分以上45分未満	179	1,915円	192円	384円	576円
45分以上	220	2,354円	235円	470円	705円

## 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に下記の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額				
		単位数	基本利用料金	利用者負担額		
				1割の場合	2割の場合	3割の場合
初回加算	新規にサービスを提供した場合	200	2,140円	214円	428円	642円
緊急時加算	緊急にサービスを提供した場合	100	1,070円	107円	214円	321円
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)※1 (Ⅱ)※2	(Ⅰ)の算定要件を満たした場合	100	1,070円	107円	214円	321円
	(Ⅱ)の算定要件を満たした場合	200	2,140円	214円	428円	642円
夜間・早朝加算	夜間(18時～22時)	上記基本部分の25%				
	早朝(6時～8時)					
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)	上記基本部分の50%				
処遇改善加算Ⅲ	当該加算の要件を満たした場合	上記基本部分の18.2%				
		1か月の利用料金 (基本料金+各種加算)				

※1 訪問リハ、通所リハ、リハビリを行う医療機関の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能アセスメントを行い、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成していること。計画作成から3か月経過後、目標の達成度合いについて、利用者及び外部のリハビリ専門職等に報告していること。

※2 外部のリハビリ専門職等が利用者宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する、または外部のリハビリ専門職等とサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同でカンファレンスを行い、生活機能アセスメントを行っていること。また、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成していること。訪問介護計画書に、生活機能アセスメントの結果、その他日々の暮らしの中で必要な機能向上に資する内容を記載していること。各月における目標の達成度合いを外部のリハビリ専門職等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、外部のリハビリ専門職等から助言を得た上で、適切な対応を行うこと。